

くみ取りから 合併浄化槽へ転換する人へ

補助金が 追加されました

個人設置の小型合併浄化槽の補助金制度が4月から変わり、くみ取り槽から合併浄化槽への転換に宅内配管補助金・槽撤去補助金が追加されました。制度の利用には条件があります。また、合併処理浄化槽整備特例区域はこれ以外の補助制度もあるため、対象地域などの確認は環境整備課まで問い合わせてください。

問い合わせ先 環境整備課 (☎43-9222)

補助金の内容

人槽	補助内容	くみ取りからの転換(円)	単独槽からの転換(円)	備考
5人槽 家の床面積130㎡以下が対象です。	補助基本額	332,000	332,000	
	宅内配管設置補助金	300,000	300,000	
	槽撤去補助金	90,000	90,000→120,000	※
	合計	722,000	752,000	
7人槽 家の床面積130㎡超が対象です。	補助基本額	414,000	414,000	
	宅内配管設置補助金	300,000	300,000	
	槽撤去補助金	90,000	90,000→120,000	※
	合計	804,000	834,000	
10人槽 二世帯住宅が対象で、浴槽・台所が2か所以上設置されている人	補助基本額	548,000	548,000	
	宅内配管設置補助金	300,000	300,000	
	槽撤去補助金	90,000	90,000→120,000	※
	合計	938,000	968,000	

※槽撤去補助は槽の完全撤去が条件です。撤去困難な場合は補助の対象とならないためご注意ください。

浄化槽の届け出をお忘れなく

浄化槽の各種届け出は、浄化槽法で変更があった日から30日以内に提出することが義務付けられており、提出先は環境整備課となります。

- ▷浄化槽使用廃止届出書…下水道接続・建物の取り壊しなどで浄化槽を撤去・廃止した場合に提出してください。
- ▷浄化槽管理者変更報告書…建物の売買や、浄化槽管理が変更される場合に提出してください。
- ▷浄化槽休止届…自宅や持ち家が転勤・転居などで空き家になり、生活しなくなる場合に提出してください。休止する前には休止前清掃が必要となります。
- ▷浄化槽再開届…休止していた浄化槽を再度使う場合にも手続きが必要です。

オガワエコノス・太陽都市クリーナーでも各種届け出の手続きができます。管理者変更契約、休止・廃止前清掃とともにご相談ください。また、届け出用紙はホームページからもダウンロードできます。詳しくは環境整備課に問い合わせてください。

広告募集中!!

広報ふちゅう 毎月1日15,850部発行
(令和6年4月1日現在)

企業・店舗のPRやイメージアップにぜひご利用ください。

広告の規格・掲載料 (1ヵ月当たり)

1号広告(縦4.5cm横17.5cm)…30,000円

2号広告(縦4.5cm横8.7cm)…15,000円

※府中市ホームページのバナー広告との同時掲載の場合は、合計の広告掲載料から1ヵ月につき3,000円を減額します。

募集期限 各号の発行日の1ヵ月前まで

◎掲載には審査があります。

詳しくはホームページをご確認ください。



申し込み・問い合わせ先 政策企画課 (☎44-9131・✉koho-fuchu@city.fuchu.hiroshima.jp)